

平成16年度診療報酬改定 (医科)

厚生労働省保険局医療課

1

平成16年度診療報酬改定の基本方針 (主要項目) (平成15年12月12日)

- 1 医療技術の適正な評価
 - (1)難易度、時間、技術力等を踏まえた評価
 - (2)栄養・生活指導、重症化予防等の評価
 - (3)医療技術の評価、再評価

2

医療技術の適正な評価

3

(1) 難易度、時間、技術力等を踏まえた評価

① 手術における難易度に基づく評価の精緻化

1) 肺悪性腫瘍手術

肺葉切除又はこれに満たないもの

(比較対象) 肺切除術 区域切除及び肺葉切除

2) 食道悪性腫瘍手術 (消化管再建手術を併施するもの)

胸部、腹部の操作によるもの

腹部の操作によるもの

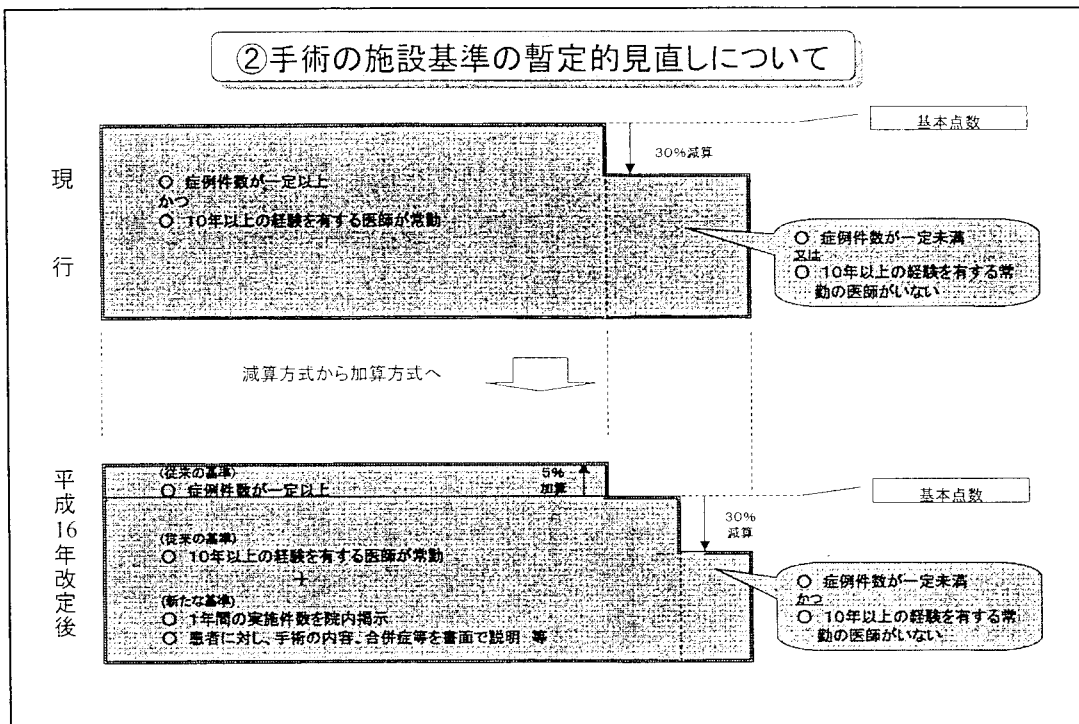
(比較対象) 胃全摘術 (腹腔鏡 (補助) 下によるものを含む) 悪性腫瘍手術

3) 弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術

(比較対象) 弁置換術 1弁のもの

4

②手術の施設基準の暫定的見直しについて



(2) 重症化予防等の評価

肺血栓塞栓症予防管理料の新設 305点(入院中1回)

術後等の重篤な合併症である肺血栓塞栓症の予防のために必要な機器・材料(弾性ストッキング、間歇的空気圧迫装置を用いて医学管理を行った場合)を評価

※関係学会よりガイドラインが発表されている。(2月20日)

(3) 医療技術の評価、再評価

- ①新たな技術の保険導入、既存技術の再評価
(診療報酬調査専門組織医療技術評価分科会調査等により有効性が確認された技術等について)
- ②長期投薬に係る技術の評価
- ③加算等で評価している材料、医療機器等の適正評価

7

①新規技術の保険導入、既存技術の再評価

新規技術の保険導入

1) 医療技術評価分科会の調査によるもの

- ①乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術
- ②経皮的中隔心筋焼灼術 (PT SMA)
- ③放射性同位元素内用療法管理料
対象疾患：甲状腺癌・甲状腺機能亢進症
- ④経尿道的尿管ステント留置術
経尿道的尿管ステント抜去術

8

2) 新規承認の保険医療材料に係る新規技術

- ① 植込み型補助人工心臓装着手術及び
植込み型補助人工心臓指管理料
- ② 両室ペースメーカー移植術
- ③ 冠動脈ステントグラフト
⇒ 経皮的冠動脈ステント留置術（準用）

9

3) 高度先進医療技術からの保険導入

- ① 神経磁気診断装置による中枢神経機能異常の診断
- ② フローサイトメトリーのTwo-color分析法による
PNHの鑑別診断法
- ③ 潰瘍性大腸炎に対する遠心分離法による白血球除去治療
- ④ 体幹部病巣に対する直線加速器による定位放射線治療
- ⑤ 肝癌に対するラジオ波焼灼療法
- ⑥ 選択的副甲状腺PEIT

10

既存技術の再評価

1) 在宅医療

①在宅血液透析医学管理料

⇒ 導入期の重点評価(導入後2月は月4回まで算定可)

②在宅酸素療法指導管理料

⇒ 対象疾患に「中等症以上の慢性心不全」を追加

11

2) 検査

①腫瘍マーカー (PSA)

⇒ 4.0ng/mL以上は3月に1回を3回まで測定可

②自覚的聴力検査 簡易聴力検査

⇒ 気導純音聴力検査を評価

③経皮的動脈血酸素飽和度測定

⇒ 静脈麻酔施行時の算定を認める

④赤血球不規則抗体検査

⇒ 子宮悪性腫瘍手術、子宮全摘術、子宮外妊娠手術、
子宮付属器悪性腫瘍手術でも算定を認める

⑤終夜睡眠ポリグラフィー

⇒ 評価の見直し

12

3) 注射

①点滴注射の無菌製剤加算

対象拡大

改定前

悪性腫瘍に対して用いる薬剤
で、細胞毒性を有するもの

改定後

悪性腫瘍に対して用いる薬剤
で、細胞毒性を有するもの

追加 →

後天性免疫不全症候群の病
原体に感染している者、白血
病、再生不良性貧血、骨髄異
形性症候群、重症複合型免
疫不全症等の患者

②外来化学療法加算

(財)日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を
受けていることとする要件を削除

13

4) リハビリテーション

①心疾患リハビリテーション料の要件緩和

I C U、救命センター併設要件を緩和

②早期リハビリテーション加算の対象疾患拡大

(急性発症した脳血管疾患等の疾患)

現行：脳血管疾患、脊髄損傷等の脳・脊髄（中枢神経）外傷、
大腿骨頸部骨折、下肢・骨盤等の骨折、上肢骨折、
開腹術・開頭術後

追加：脳腫瘍等の開頭術後、急性発症した脳炎、ギランバレー

などの神経筋疾患、高次脳機能障害、脳性麻痺、
四肢（手部・足部を含む。）の骨折・切断・離断・
腱損傷、脊椎・肩甲骨・関節の手術後、
四肢の熱傷（Ⅱ度の熱傷：体表面積15%以上、Ⅲ度の
熱傷：10%以上）、気道熱傷を伴う熱傷、多発外傷
及び植皮術後及び15歳未満の先天性股関節脱臼症の
手術後

14

③リハビリテーション等に関する通減・算定制限の見直し

個別療法：11単位目以降→30%減算を行わない
(理学療法(Ⅲ)(Ⅳ)、言語聴覚療法(Ⅲ)への拡大)

※ 急性発症した脳血管疾患等の患者で
発症後90日以内のものに限る。

集団療法：8単位まで→12単位まで

※ 急性発症した脳血管疾患等の患者で
発症後180日以内のものに限る。

④言語聴覚療法

- ・早期リハビリテーション加算の対象に追加
- ・在宅訪問リハビリテーション指導管理料に追加
- ・言語聴覚療法(Ⅲ)の新設

15

5) 処置

①消炎鎮痛等処置

通減の算定開始回数の見直し

現行：5回目以降50%減算 → 改正：7回目以降50%減算

※ 急性発症した脳血管疾患等の患者で、
発症後180日以内のものに限る。

②介達牽引

独立した技術として評価 (取扱は消炎鎮痛等処置に準ずる)

③耳垢塞栓除去 (複雑なもの)

乳幼児加算の新設

16

6) 手術

①乳腺悪性腫瘍手術

⇒ 乳房部分切除術（腋窩リンパ節郭清を伴わないもの）の新設

②鏡視下手術の評価

- ・腹腔鏡下結腸切除術
- ・腹腔鏡下幽門形成術
- ・内視鏡下鎖肛根治術（腹会陰式）

③骨髄移植・臍帯血移植

⇒ 骨髄提供者の情報検索連絡調整や臍帯血の管理に係る費用等の一部を含めて評価(各々10,000点増)

7) 老人

老人性痴呆疾患治療病棟入院料2の新設

17

8) 既存技術の評価の見直し

①非観血的脊椎骨マニプラチオン

⇒ 廃止

②経尿道的前立腺高温治療

⇒ 点数の引き下げ
17,400点 → 8,550点

18

②長期投薬に係る技術の評価

特定疾患処方管理加算に長期投薬に係る区分の新設

処方期間が28日以上処方を行った場合、
45点（月1回）を加算する。

※ 同一月に15点と併算定は不可

19

③加算等で評価している材料、医療機器等の適正評価

1) 在宅療養指導管理料の加算の見直し

○在宅自己注射指導管理料

・ 注入器加算

注入器を使用した場合に加算 → 注入器を処方した場合に加算

・ 注入器用注射針加算

注入器加算に併せた評価の見直し

○在宅酸素療法指導管理料

・ 携帯用酸素ボンベ加算

・ 設置型液化酸素装置加算

実勢価格に併せた評価の見直し

20

2) 手術時に使用する自動吻合器、自動縫合器加算の見直し

- ・自動縫合器 5,900点 → 5,500点
- ・自動吻合器 2,700点 → 2,500点

実勢価格に併せた評価の見直し

- ・使用回数の上限個数の見直し

臨床現場での使用実態に併せた回数の見直し